

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第11号

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

亀山市消防団員等公務災害補償条例（平成17年亀山市条例第149号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>[ (1) 略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>[ (1) 略]</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、</p>

9, 100円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

[3及び4 略]

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12, 500 円	13, 350 円	14, 200 円
分団長及び副分団長	10, 800 円	11, 650 円	12, 500 円
部長、班長及び団員	9, 100 円	9, 950 円	10, 800 円

[備考 略]

8, 900円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4, 200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

[3及び4 略]

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12, 440 円	13, 320 円	14, 200 円
分団長及び副分団長	10, 670 円	11, 550 円	12, 440 円
部長、班長及び団員	8, 900 円	9, 790 円	10, 670 円

[備考 略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。